

京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則（平成 16 年京都府規則第 37 号）新旧対照表

現 行	改正案																														
(水質基準等) 第 3 条 条例第 5 条第 4 号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 浴槽湯水は、次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄に掲げる検査方法により行う水質検査において、同表の右欄に掲げる基準 _____ _____ _____に適合すること。<u>ただし、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）に基づく温泉等を使用する場合で、同表の濁度又は有機物全有機炭素（TOC）の量）若しくは過マンガン酸カリウム消費量の基準を適用し難いときは、当該基準を適用しない。</u>	(水質基準等) 第 3 条 条例第 5 条第 4 号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 浴槽湯水は、次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄に掲げる検査方法により行う水質検査において、同表の右欄に掲げる基準 <u>（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）に基づく温泉等を使用する場合で、同表の濁度又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）若しくは過マンガン酸カリウム消費量の基準を適用し難いときは、当該基準を除く。）</u>に適合すること。																														
<table><tr><th>項目</th><th>検査方法</th><th>基準</th></tr><tr><td>濁度</td><td>比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法</td><td>5 度以下であること。</td></tr><tr><td>有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）によることが不適切と考えられる場合は過マンガン酸カリウム消費量</td><td>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法</td><td>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては 1 リットル中に 8 ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては 1 リットル中に 25 ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td><u>大腸菌群</u></td><td><u>下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）第 6 条に規定する方法</u></td><td>1 ミリリットル中に <u>1 個</u> 以下であること。</td></tr><tr><td>レジオネラ属菌</td><td>ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</td><td>100 ミリリットル <u>の検水で形成される集落数が 10</u> 未満であること。</td></tr></table>	項目	検査方法	基準	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5 度以下であること。	有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）によることが不適切と考えられる場合は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては 1 リットル中に 8 ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては 1 リットル中に 25 ミリグラム以下であること。	<u>大腸菌群</u>	<u>下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）第 6 条に規定する方法</u>	1 ミリリットル中に <u>1 個</u> 以下であること。	レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	100 ミリリットル <u>の検水で形成される集落数が 10</u> 未満であること。	<table><tr><th>項目</th><th>検査方法</th><th>基準</th></tr><tr><td>濁度</td><td>比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法</td><td>5 度以下であること。</td></tr><tr><td>有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）によることが不適切と考えられる場合は過マンガン酸カリウム消費量</td><td>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法</td><td>有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては 1 リットル中に 8 ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては 1 リットル中に 25 ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td><u>大腸菌</u></td><td><u>特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法（混釈平板法）</u></td><td>1 ミリリットル中に <u>1 コロニー形成単位</u> 以下であること。</td></tr><tr><td>レジオネラ属菌</td><td>ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</td><td>100 ミリリットル <u>中に 10 コロニー形成単位</u> 未満であること。</td></tr></table>	項目	検査方法	基準	濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5 度以下であること。	有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）によることが不適切と考えられる場合は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては 1 リットル中に 8 ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては 1 リットル中に 25 ミリグラム以下であること。	<u>大腸菌</u>	<u>特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法（混釈平板法）</u>	1 ミリリットル中に <u>1 コロニー形成単位</u> 以下であること。	レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	100 ミリリットル <u>中に 10 コロニー形成単位</u> 未満であること。
項目	検査方法	基準																													
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5 度以下であること。																													
有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）によることが不適切と考えられる場合は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては 1 リットル中に 8 ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては 1 リットル中に 25 ミリグラム以下であること。																													
<u>大腸菌群</u>	<u>下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省・建設省令第 1 号）第 6 条に規定する方法</u>	1 ミリリットル中に <u>1 個</u> 以下であること。																													
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	100 ミリリットル <u>の検水で形成される集落数が 10</u> 未満であること。																													
項目	検査方法	基準																													
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5 度以下であること。																													
有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）によることが不適切と考えられる場合は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては 1 リットル中に 8 ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては 1 リットル中に 25 ミリグラム以下であること。																													
<u>大腸菌</u>	<u>特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法（混釈平板法）</u>	1 ミリリットル中に <u>1 コロニー形成単位</u> 以下であること。																													
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	100 ミリリットル <u>中に 10 コロニー形成単位</u> 未満であること。																													

(2) 原湯、原水、上がり用湯水及び打たせ湯に使用する湯水は、次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄に掲げる検査方法により行う水質検査において、同表の右欄に掲げる基準

に適合すること。ただし、温泉法に基づく温泉等を使用する場合で、同表の色度、濁度、pH 値又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）若しくは過マンガン酸カリウム消費量の基準を適用し難いときは、当該基準を適用しない。

項目	検査方法	基準
色度	比色法又は透過光測定法	5 度以下であること。
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2 度以下であること。
pH 値	ガラス電極法	5.8 以上 8.6 以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）によることが不適切と考えられる場合は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては 1 リットル中に 3 ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては 1 リットル中に 10 ミリグラム以下であること。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	100 ミリリットルの検水で形成される集落数が 10 未満であること。

2 条例第 5 条第 4 号の規定による水質検査は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 浴槽湯水(循環ろ過装置を用いて再利用しているものに限る。)については、次のとおりとすること。

(2) 原湯、原水、上がり用湯水及び打たせ湯に使用する湯水は、次の表の左欄に掲げる項目について同表の中欄に掲げる検査方法により行う水質検査において、同表の右欄に掲げる基準（温泉法に基づく温泉等を使用する場合で、同表の濁度又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）若しくは過マンガン酸カリウム消費量の基準を適用し難いときは、当該基準を除。）に適合すること。

項目	検査方法	基準
色度	比色法又は透過光測定法	5 度以下であること。
濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2 度以下であること。
pH 値	ガラス電極法	5.8 以上 8.6 以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）によることが不適切と考えられる場合は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量にあつては滴定法	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては 1 リットル中に 3 ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては 1 リットル中に 10 ミリグラム以下であること。
大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	100 ミリリットル中に 10 コロニー形成単位未満であること。

2 条例第 5 条第 4 号の規定による水質検査は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 浴槽湯水(循環ろ過装置を用いて再利用しているものに限る。)については、次のとおりとすること。

ア レジオネラ属菌について1年に1回以上検査を行うこと。ただし、レジオネラ属菌に汚染される可能性が高い場合には、検査の頻度を高めるものとする。 イ 新規に入浴施設を設けた場合又は配管系統の改変を行った場合は、前項第1号の項目の<u>すべて</u>について検査を行うこと。 (2) 原湯、原水、上がり用湯水及び打たせ湯に使用する湯水については、新規に入浴施設を設けた場合又は配管系統の改変を行った場合に、前項第2号の項目の<u>すべて</u>について検査を行うこと。	ア レジオネラ属菌について1年に1回以上検査を行うこと。ただし、レジオネラ属菌に汚染される可能性が高い場合には、検査の頻度を高めるものとする。 イ 新規に入浴施設を設けた場合又は配管系統の改変を行った場合は、前項第1号の項目の<u>全て</u>について検査を行うこと。 (2) 原湯、原水、上がり用湯水及び打たせ湯に使用する湯水については、新規に入浴施設を設けた場合又は配管系統の改変を行った場合に、前項第2号の項目の<u>全て</u>について検査を行うこと。
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。